

平成26年6月亀山市議会定例会  
専決条例制定・改廃の背景及び趣旨

	頁
議案第46号 亀山市国民健康保険税条例の一部を改正する条 例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1

件名	亀山市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	市民文化部 保険年金室
----	------------------------	----------------

### 1 制定・改廃の背景と趣旨

地方税法施行令の一部を改正する政令（平成26年政令132号）の公布に伴い、平成26年4月1日から施行が必要であった規定について、所要の改正を行ったものです。

なお、この改正は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成26年3月31日付で専決処分したものです。

### 2 改正内容

国民健康保険税の軽減対象の拡大のため、被保険者均等割額及び世帯別平等割額を減額する基準について次のとおり改正しました。＜第26条関係＞

- (1) 5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定における被保険者の数に納税義務者（世帯主）を含めることとしました。
- (2) 2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定における被保険者の数に乗ずる金額を45万円（現行：35万円）に引き上げることとしました。

(例)

	軽減判定所得の計算式	対象所得(※)
現 行	5割：33万円＋24.5万円×（被保険者数－ <u>納税義務者（世帯主）</u> ）	～約82万円
	2割：33万円＋ <u>35万円</u> ×被保険者数	～約138万円
改 正 後	5割：33万円＋24.5万円×被保険者数	～約106万5千円
	2割：33万円＋ <u>45万円</u> ×被保険者数	～約168万円

※3人世帯の場合

### 3 その他

施行日は、平成26年4月1日とし、平成26年度以後の年度分の国民健康保険税について適用することとしました。